

第3回 新潟市区役所整備検討委員会

日時：平成20年7月29日（火）午前10時～

場所：市役所本館6階 第4委員会室

（司会）

定刻となりましたので、これから第3回新潟市区役所整備検討委員会を開催させていただきます。

始めに、お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。まず、次第がございまして、資料1が、区役所整備順位づけ分野（案）でございます。資料2が、区役所整備分野別判定項目表 分野 施設状況という資料でございます。資料3が、同じ題名で、最後のところが分野 交通アクセスという資料です。資料4が、これも同じく分野別 安心・安全という資料になります。資料5から大きなA3サイズになりますが、資料5が、区役所整備に関する調査結果（分野 施設状況）という資料になります。資料6はまた小さくなりますが、ユニバーサルデザインの観点から見た各区の課題という資料です。資料7が、区役所整備に関する調査結果（分野 交通アクセス）でございます。資料8が、縦になりますが、区役所周辺の公共交通機関、これは平成20年5月現在のものがございます。資料9が、区役所整備に関する調査結果（分野 安心・安全）になります。最後が資料10、分野別判定方法（案）でございます。最後に、参考資料として、こちらで把握しているデータを配布させていただいております。以上、お手元を確認いただきまして、ないようでしたらお配りしますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本日は、次第にもございまして、区役所整備順位づけ分野（案）と分野別判定項目についてご議論いただきたいと思っております。会長、よろしく願いいたします。

（藤井会長）

おはようございます。第3回新潟市区役所整備検討委員会を開かせていただきます。

次第として、お手元に書かれているとおりでございますが、その前に、前回、出張所を視察して回ってはどうでしょうかというようなお話を提案させていただきましたけれども、それにつきまして、事務局から何かご報告はございますでしょうか。

（事務局）

おはようございます。

前回、会長からご提案のありました視察場所につきましては、規模や区役所の状況などを勘案いたしまして、西川出張所と味方出張所の2か所を考えたいと思います。日程につきまして

は、次の次の会、9月以降になろうかと思っておりますので、決まり次第ご連絡したいと思っております。なお、視察当日は、視察終了後、西川出張所で検討委員会を開催させていただければと思っております。

(藤井会長)

ありがとうございます。

そうしますと、西川と味方は同じ日に回るとのことですね。

(事務局)

はい。

(藤井会長)

分かりました。追って事務局からまた連絡があるかと思っております。

では、次第に入らせていただきます。次第の2、区役所整備検討という見出しでありまして、区役所整備順位づけ分野(案)と分野別判定項目についてでございます。大部な資料が用意されております。事務局から説明をお願いしたいと思っております。

(事務局 遠藤課長)

それでは、詳しい資料の説明に入ります前に、評価の考え方について説明させていただきます。

分野ごとの判定につきましては、区役所の現状において、判定項目ごとに整備が必要となるであろうという基準に該当しているかないかでご判断いただければと思っております。具体的には、マイナス要因に当てはまれば1点なら1点を該当するすべての区役所に加点し、その他の区役所は0点ということになります。基準に基づきます判定項目の中では、0点か1点かという、オール・オア・ナッシングということになります。なお、各分野の中でどの項目に重きを置いて加点するかは委員の皆様のご判断にお任せしたいと考えております。また、判定項目ではカバーしきれない部分について、資料や現地視察によりまして、委員の皆様がお気づきになったことなどを特に考慮が必要な点として加点することにより、採点に反映させたいと考えております。

私からは、評価の基本的な考え方についてお話しさせていただきました。引き続き、企画調整課の清水計画係長から、具体的な説明をいたします。

(事務局 清水計画係長)

それでは、私の方から資料の説明をさせていただきます。

まず、資料1をご覧ください。ご報告いただくいくつかの分野につきまして、前回の委員会での皆様からのご意見を参考に修正させていただきました。大きく、利便性、安心・安全の二つの視点はそのままで、前回、利便性に関して、施設規模と施設利用と分けていたものを施設

状況にさせていただいております。その 施設状況の説明として、右隣に記載させていただきました。これらの詳しい内容はのちほど説明させていただきます。続いて、交通アクセスは前回の通りでございます。また、前回、老朽度とさせていただいた分野名を、安心・安全とさせていただきます。以上、一つ統合しまして、三つの分野で検討していただくという案でございます。それぞれの分野の順位付けを行う際の判定項目としましては、資料2以降で説明させていただきます。

資料2をご覧ください。資料2は、分野 施設状況の判定項目表です。表の一番左とその右隣につきましては、先ほど資料1でご説明した内容と同じでございます。その右隣は、分野の判定項目を記載してございます。まず、ふさわしい規模かどうかを判定する項目としまして、区役所庁舎床面積、それから執務スペース、会議室の状況とあるわけですが、その項目により何を判断するのかを右側の項目の説明という欄に記載しております。庁舎床面積であれば、誰もが移動しやすい十分な空間が確保されているか。所用の動作をしやすいように十分な空間が確保されているかを確認することをこの項目の目的としています。さらに、それを判定する基準を、人口100人あたり床面積5 m²以上と設定し、そのようになっているかどうかで判定していただくことになります。項目の説明や判定基準を設定するのに参考とした資料などを一番右側の備考欄に記載しております。

判定項目の欄に戻っていただきまして、次に、執務室スペースです。これは、サービス提供に支障のない広さかどうかを判定する項目で、判定基準としては、職員一人あたり6 m²以上かどうか。続く判定項目の会議室状況ですが、これは前回の委員会でもご説明したとおり、区役所の役割の一つとして、市と区民との協働の場というものが期待されており、それにふさわしい広さが確保されているのかということで、職員数に応じた会議室の面積を判定基準として用います。

同じく、分野 で、サービスの提供としての判定項目は、ユニバーサルデザインです。建物の内外で市民の利用が想定される箇所で、簡易な改修により対処できない支障箇所がないかについては、現況でどのような支障箇所があるかで判断いただければと思います。また、異なる階への移動手段として、エレベーターが設置されているかとして、エレベーターの有無。さらに、区役所用務を一旦外に出ることなく達成することができるかという点を設けさせていただきました。これについても、現況で判断できるものと考えています。

これからご説明いたします分野 と も同様になりますが、実際の順位付けでは、先ほど課長からも説明がありましたとおり、項目ごとに点数付けをすることに加えまして、この分野として特に考慮が必要な部分があれば、委員の皆さんの裁量点を加算していただくことで、この分野の順位付けをしていただければと思っております。

ここで、資料が飛んで恐縮なのですが、一番最後の資料10というA4版のものをご覧ください。こちらは順位付けを行っていただく際のイメージとしてご覧いただければと思います。あくまでも現段階での事務局案でございますが、資料の上半分の左側の方が先ほどご説明しました判定項目です。真ん中より右側なのですが、判定基準の欄及び配点の欄をご覧ください。例えば、分野の各項目の合計点を10点とします。委員の皆様には、重要だと思ふ項目に高い点数を加算できるように配点を決めていただきます。ご覧いただいている分野には項目数が六つありますから、最低1点ずつとして、残りの4点を重要だと思ふ項目に振り分けていただきます。委員の皆様それぞれの考え方によって項目の重要度が異なると思いますので、6人の皆様の配点が異なったものになっても構わないと考えております。

判定項目ごとに、各区がその判定基準に該当しているかないかで判断していただき、配点基準に該当する場合、配点いただいた点数をそのまま各区の記入欄に入れていただき、基準に該当していない場合は0点として、各区の合計点数を出していただきます。つまり、合計点数が高いほど優先順位が高いということになります。

さらに、その下の表になりますけれども、判定項目以外で考慮すべきことなど、委員の皆様の裁量点を加算します。この案では3点とさせていただいている部分がそれにあたります。その結果として、その下の表の分野採点結果となり、点数が高い順に優先順位が高くなるということになります。

委員の皆様に分野ごとにこの作業をしていただきまして、それを持ち寄って委員会として協議していただき、最終的に委員会として分野ごとの順位付けをしていただければと思っております。

それでは、資料3に戻りたいと思います。資料3につきましては、分野交通アクセスの観点から判定いただくための項目を掲載しました。判定項目の地理的状況につきましては、区民の集中する地点から逸脱した地区に設置されていないかを判断するために、それぞれの区の人口重心からの距離を判定基準としました。

また、公共交通として、公共交通機関は充実しているかを、バス路線の運行状況やJR駅からの距離など、現況で判断いただきたいと思います。

次に、駐車場の状況ですけれども、駐車場の広さや台数については明確な判定基準がございませんので、単純な駐車可能台数ではなく、様々な要因で発生している慢性的な渋滞であるとか、路上駐車が発生状況といった現状で判断していただければと思っております。

次に、資料4でございます。これに関しましては、分野安心・安全の観点から判定いただくための項目を掲載しております。判定項目としましては、まず、老朽度ですが、この判定項目として判断する基準として、総務省などで規定しております財産処分制限期間を元に、構造

ごとに使用可能な年数に対する経過年数により判定した判定数値で判断していただければと思います。鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート造は50年が財産処分期間とされており、50点満点で比較できるよう、構造ごとに計算式を設定しました。鉄骨造は38年が処分期間とされていますので、38年経過した建物が50点となるように計算式を設定しております。また、東区役所の分館は肉厚3.2mmの軽量鉄骨造ということで、処分期間の30年で満点となるように設定しております。

次の耐震性能に関しましては、地震時における建物の損壊度の危険度を判断する基準として、旧基準の建物で実施した耐震診断の結果でご判断いただきたいと思います。

分野 安心・安全の補足といたしまして、表の下に参考として記載しておりますけれども、新潟市地域防災計画で定められている、災害時の区役所の防災拠点としての役割でございます。災害時、区役所内に区本部を設置することとしておりますが、具体的な広さやなくてはならない機能、それから設備などの要件は定めておりません。なお、住民の皆さんは、避難所指定されている最寄りの学校やコミュニティセンターなどに避難することになります。

分野ごとの説明は以上ですが、関連がありますので、引き続き判定作業の際に参考とする情報を分野ごとにまとめた資料をご説明いたします。資料5をご覧ください。これは分野 に対応したものとなっております。見方としまして、縦に各区、横に項目を掲載しております。一番左上の項目から、連絡通路の有無、エレベーターの有無、さらに庁舎床面積と続きます。庁舎床面積の欄には、人口100人あたりの面積を計算してあります。北区役所であれば5.27m²、東区役所では3.36m²となっております。東区役所は、複合施設であっても区役所の専有面積ではなく、建物全体の延べ床面積で計算してあります。そのような形で区ごとの状況を記載した資料となっております。

次の資料6につきましては、ユニバーサルデザインの観点から見た各区の課題についての資料です。分野 のユニバーサルデザインの判定の参考としていただければと思います。

続きまして、資料7です。分野 交通アクセスの情報です。一番左の欄の区の人口重心からの距離につきましては現在調査中ございまして、次回の委員会の際にご提示できる予定です。

続きまして、資料8でございます。JR駅からの距離及び区バスを含む路線バスの運行状況についての資料です。分野 交通アクセスの公共交通の判定項目で判断していただく資料としていただければと思います。

最後に、資料9です。これは分野 安心・安全に対応した資料でございます。各区の建物ごとの構造や竣工年、経過年、また耐震性能ランクを記載しております。

(藤井会長)

ありがとうございました。

今、遠藤課長と清水係長のお二人から説明いただきました。

進め方ではありますが、順位付けするための大きなルールを前回からやっているわけでございます。今日は始めに課長から評価をどのようにして考えていくかというご説明をいただきましたので、まずそこから入って行って、少しずつ細かいところに進んでいくと。必要があれば、また大きいところに帰っていくということを随時やればいいかと思えます。

評価の考え方について、ここで意見交換をしたいと思えますけれども、その前に、大変申し訳ないですが、もう1回先ほどのお言葉を整理して、今からメモ書きしますので、教えていただけますでしょうか。

(事務局)

資料10をご覧いただきたいと思えます。各分野ごと、当初はトータル的な順位付けをお願いするということでしたが、議会等の対応も含めて、分野ごとでそれぞれ優先順位を出していただくということで、先回、四つの分野を三つに整理した形で、三つの分野それぞれの中で優先順位等をお願いしたいということでございます。

それと、なかなか優先順位を付けるというのは難しい作業だと思われるので、あくまでも事務局の案でございますが、いろいろな客観的な指標で判定できるような項目を選ばせていただきました。 の分野ですと六つの項目になるのですが、その中でこういった整備の必要があるような状況がある場合には加点をします。そういう状況にない場合は、何も点数を入れなくて0点になりますという話をさせていただきました。この分野ごと、仮に10点満点とさせていただきますので、その中で状況があれば、最低でも1点を入れていただきます。ただ、この六つの項目の中で、例えば人口100人あたり5m²という項目が仮に相当重きがあるということであれば、1点ではなくて2点とか、あるいは3点というものを各委員の皆様のご判断の中で重きを記していただきます。ただ、合計点はあくまでも10点になるという大原則を踏まえたあとは、その重要度というか優先順位は各委員の皆様でご判断をお願いしますということが1点です。

次に、なかなかこの指標だけではカバーしきれないものについては、その下に特に考慮が必要な点ということで、この配点を仮に10と3としてありますが、この辺もまたご議論いただきたいと思えますが、この上の項目をカバーするという意味で、それぞれ委員の皆様が資料あるいは実際に現地を視察された状況等を勘案されまして、ここにはそれぞれの委員が、3点ならば3点という中で配点をさせていただくという考え方でいかがでしょうかというのが私どもからの提案でございます。

(藤井会長)

ありがとうございました。

少し太めの枠で括られている部分であります、この配点で、例えば5 m²未満何点とある、この何点の部分は各委員が自分で配点を付けるということですか。それで、それぞれ北区役所についてはどう、東区役所についてはどうこうということですが、一番下の合計の欄、北ゼロ、東ゼロに見えるのですが、これは丸ではなくてゼロですか。

(事務局)

丸です。仮にこういう点を入れてということですので。

(藤井会長)

これは丸なのですか。少し縦長に見えるのですが。

(事務局)

何点にするか、何点かが入るということで。

(藤井会長)

分かりました。

そのようなやり方でやってみてはいかがででしょうかと。それから、私どもの裁量点といいますが、特に考慮が必要な点があれば、3点を上限にして点数を加点するというやり方でいかがでしょうかというたたき台であります、これについて、意見交換したいと思います。

(加藤委員)

質問ですけれども、委員1名分の点数で順位が出ることは分かりました。では、トータルの点はどうやって付けるのでしょうか。この1枚で委員1名の点数になっていますが、トータルの点数はどうなるのですか。

(事務局)

今のところ考えているのは、それぞれ6名の委員の皆様から出てきますので、それを合計するという形で、その合計点で点数の高い方から優先順位を付けたいと思います。

(加藤委員)

順位の合計ではなくて点数の合計ですか。

(事務局)

はい。そのように考えておりますが、その辺もご議論いただければと思います。

(藤井会長)

この配点ですけれども、よければ点数が低くて悪ければ点数が高いのですね。

(事務局)

はい。整備の必要性があるところに点数が入ってくるということです。

(藤井会長)

こういう点数付けの仕方はいかがででしょうかということですが。

(寺尾委員)

細かい話ですけれども、プラスの下の部分、最高点が3点ですけれども、これは持ち点はあ
るのですか。全部3をつけるとか、一つも入れないとなるとあまり意味がないので、持ち点い
くつかでここは3点を入れる、ここは2点を入れるというようにしないと意味がないのではな
いかと思います。

(事務局)

この辺の点数配分をどうするかなのですが、仮に、事務局案として3点の範囲内で、一番必
要があれば3点。

(寺尾委員)

持ち点が3点ということですか。

(事務局)

はい。各区役所で3点を入れるということです。

(寺尾委員)

そうすると、全部3を入れるとほとんど意味がないわけです。持ち点を決めておいた方がい
いかなと思います。

(事務局)

そうであれば、3点ではなくて、逆に上の方も点数を相対的に上げて、50点にしてこちらを
20点にするとか。あくまでもこれは案でございますので、このような感じでということです。
3点だとあまりにも付けにくい、小数点を付けるわけにはいかないのということです。であれば、
相対的に全部、上も50点にして下を20点にするとか。

(寺尾委員)

私が言っているのは、最高点を3点にすると、すべての所に3点を付けるとか、全部のとこ
ろに1点を付けるとなるとあまり意味がないので、一人の持ち点が例えば全部で5点で、その
中で3のところを一つにするとほかは残り2点しかないとか、そうしないと差が付かないので
はないかと思います。これは区役所ごとに差を付けることに意味があるわけですね。

(藤井会長)

その部分の解釈によると思うのですけれども、特にというのが差を付けるという前提だと思
うので、全部3点を付けるというのは想定されていないと思います。

(平山副会長)

今おっしゃっているのは、最高点を3点と、持ち点を何点にするかを決めた方がいいのでは
ないかというご意見ですね。上の分野の場合は10点があって、その中で配分をしてというこ
とがあるのだけれども、下の場合はただ最高点しか書いていないので、そこのところも持ち点

を決めたらいかがでしょうかということなのではないかと承りましたけれども。

(藤井会長)

持ち点を決めるということは、特に感じるものがなくても持ち点は書くわけですね。

(寺尾委員)

その方がいいかと思うのですが、差が付かないとこの委員会をやっている意味がないと思うので。

(藤井会長)

例えば、持ち点を8点にして、特に何もなければ全部1を付けるという考え方ですね。

(加藤委員)

私は反対です。例えば今の8点をもらってどこか一つだけ2点を付けたいとなると、持ち点があると困りませんか。逆にどこかをゼロにしなければならないでしょう。やはり上が10点の中で点数を付けよと。下は配点を3点の中で付けるということが自然ではないかと思って見ていたのですけれども。すべて3点では意味がないけれども、意味がないということは変わらないということにも意味があるわけですから、下手に持ち点を入れると、意味のないところに意味のない点数が逆に付いてしまうような気がします。

むしろ、この10点と3点という点数の差がこれでいいのかという議論は必要だと思います。この3点で、例えばどのような点が挙げられるのかということ想定されているものはありませんか。

(事務局)

ここで10点とか最高点3点と付けましたけれども、これはあくまでも案でして、別に3点にどういう意味があるかとかそういうことは今は考えておりません。

(藤井会長)

私の疑問としては、ダブルカウントの可能性が生じるのではないかと思うのです。つまり、上半分のところでこれこれのチェックポイントについてこの点が重要だと各自自分で配点を決めるわけで、そこで自分の判断が入っているわけです。それで、同じ点について、また裁量点としてそれをもう一度計算すると、同じ事柄について2回計算することになるような気がするのです。裁量点というのは、上の表で書かれている以外のことについて、自分が気が付いたことを点数づけするというのであれば分かりますが、上に書かれていることについて裁量点も行使すると、ダブルカウントではないでしょうか。

(事務局)

今おっしゃったとおり、上に書いてある項目がありますけれども、これ以外で、皆さんから視察して見て回ったりしていただいたときの感想であるとかそういったものについて、あるい

はこういったいろいろな資料を見たうえで委員の皆様が感じた部分について、点数を加算していただくというように考えております。

(藤井会長)

今のご説明だと、上の表の部分と中ほどの表の部分との関係があまり明快にならないような印象を受けるのです。上の表の判定項目以外の部分について、裁量点を行使してくださいということであれば分かりやすいような気もするのです。そうであると3点は大きいかなという印象ですが。

(事務局)

そのとおりなのですが、この3点というのはあくまでもここに仮置きしてあるだけです。この3点につきましても、点数を何点にするかというのは今後決めていただければと思います。

(藤井会長)

もし裁量点というルールを入れるのであれば、例えば藤井委員はどの点を裁量点の項目として挙げたかということ明記していないといけませんよね。集計するときに、同じような項目であれば、裁量点を付けたけれども藤井委員のものは削除しようとかというように考える必要があるのではないのでしょうか。

(事務局)

今おっしゃったとおり、どういった点に考慮して点数を付けたかというのはまた別のシートを用意してございます。今回はこの資料10で配点のイメージを見ていただくと思ってこの資料を付けただけですので、実際に点数づけしていただくときにはそういったシートも用意してあります。

(藤井会長)

今日はどの辺まで決めればよろしいのでしょうか。例えば、今いろいろな意見が出ていますが、こういう事柄はずっと後まで尾を引く事柄ですので、今ここで決めてしまうのか、あるいは今日はとりあえずこういう案を見せていただいたということで、持ち帰って考えをまとめて次回決めるということまでスケジュールの余裕があるのかどうかですが。

(事務局)

今日は資料の2から4ということで、判定項目の方を設定させていただきましたので、この判定項目でいいかどうかという部分と、先ほど来話があります点数づけのやり方、ああいった点数づけの方法でいいのかどうかという部分について決めていただければと思います。

(藤井会長)

決めるところまでやるわけですね。分かりました。

では、先ほどの点数づけのルールについてはまたあとでもう一度立ち返って、その間に委員の皆様方は自分の考えを整理していくということでございます。

(加藤委員)

先ほどの加点最高点3点のものですけれども、もし上の表以外ということであれば、特に考慮が必要な点という場合に、上記以外に特に考慮が必要な点という。

(藤井会長)

では、続きまして、判定項目表の部分に進ませていただきたいと思います。前回の会議でも意見が出て、かなり整理した形で再度提出していただいたわけでありまして。これで順位づけについて重要な項目がカバーできているかどうかということなのです。

どうぞ、自由にご意見を承りたいと思います。

(加藤委員)

単純な質問ですが、よろしいですか。順番も真ん中くらいなのですけれども、資料3の交通アクセスについて、駐車場の数が把握しにくいのでということで、慢性的な路上駐車が発生していないかというさらに分からないような表現方法になっているのですけれども、ここをもう少しご説明していただけますか。駐車場の数は明確にあると思いますが。

(事務局)

駐車場の台数が何台というものは明確にあるのですけれども、それが広いのか狭いのかというような基準のようなものをいろいろ調べたのですけれども、そういったものがないものから、狭いのか広いのかということが分かりません。広ければ当然渋滞なども発生してこないでしょうし、狭ければ路上駐車や慢性的な渋滞も発生しているとかいろいろございますけれども、今さまざまな駐車台数であるとか駐車場のスペースなどの関係も含めまして、いろいろな要因でもってそういった状況が発生しているという部分で判断していただければと思っております。

(藤井会長)

この慢性的ですけれども、慢性的というのはどういう状態なのかということは数値で表現することは難しいのでしょうか。

それから、季節によって路上駐車がひどいときとあまりないときと分かれるかと思うのですが、これは一番ひどい時を基準にして考えるということになるのでしょうか。

(事務局)

この辺は、基準などは設けなかったのですけれども、各区役所の方にこういった項目で路上駐車が発生していないか、渋滞が発生していないかという部分で照会をかけた上で、その時点で区役所の判断で発生しているということであればありという形でさせていただいて、資料の方

に明記してあります。

(藤井会長)

それぞれの区役所の判断ということですね。

(事務局)

はい。

(加藤委員)

それは我々の判断ではないわけですね。我々は点数の重み付けだけに起用できると。

(事務局)

そういうことです。

(藤井会長)

論点がずれますが、路上駐車というのは、意味は分かりますが、違法駐車のことですか。つまり、路上駐車というのはパーキングエリアなどは問題ないわけですから。

(事務局)

そういうことです。

(寺尾委員)

この交通アクセスのところの判定項目には、前回は申しましたけれども、都市計画マスタープランとの整合性のようなものを入れていただきたいと思います。新潟市ではどうか分かりませんが、合併市町村でよくありがちな、人口重心を計るとどこの市街地からも農振農用地などに新市庁舎を建設しようということになりがちなので、これは入れておいて、業務地の中で人口重心が一番近いところにしていただかないと、後々コンパクトシティとずれるとかそういうことが起こりがちなので、それは入れていただきたいと思います。

基本的には、都市計画マスタープランで中心業務エリアに入っていれば公共交通もいずれ整備しなければならないとか、連動するので、一番リーズナブルかなと思うのですけれども。

(事務局)

都市計画マスタープランをざっと見せていただいたのですけれども、あまり判定項目として載せられそうな記述を見つけられなかったものですから、今回外させていただいたという経緯がございます。

(寺尾委員)

この前も藤井会長から、交通が住宅地に入ってくると問題があるのではないかというお話もあったので、住宅地を外すとか、そういう点で、まず都市計画マスタープランで指定された業務ゾーンの中から選ぶ、まだ新しい都市計画マスタープランを見ていないのですけれども、積極的に都市計画マスタープランを見るとここだというようにはならないにしても、ネガティブ

なもの排除するという点で都市計画マスタープランとの整合性というのは重要だと思うのですけれども。

(藤井会長)

つまり、現行の場所と都市計画マスタープランでの計画とのずれを数値化できればいいということですか。

(寺尾委員)

数値化というか、これはゼロか1ですから。

(藤井会長)

言い換えれば、都市計画マスタープランの方にそこまで細かく書いてあるかどうかですよ。ゼロと評価するか1と評価するかは何か指標が必要だと思うのですが、その指標を明快な形で出せるようなものが都市計画マスタープランに出ていけばいいのですけれども。

(寺尾委員)

その中で人口重心を計らないと、人口重心だけを計るとよく合併市町村にありがちな、某市のように農振農用地にわざわざ建てようというようなことになるので。

(藤井会長)

少し検討してみてください。

(事務局)

確認してみます。

(藤井会長)

ほかにご意見等ございませんでしょうか。

(平山副会長)

資料2のサービスの提供の中のサービスの項目の説明、建物内外でうんぬんというところなのですけれども、もう少し具体的にはどういうことを想定しているのかお聞きしたいと思います。

(事務局)

簡易な改修により対処できないような支障箇所はないかということで、例えば、手すりを付けるとか、表示を工夫して来庁者の方の便利がいいようにするような、簡単な修繕でできるようなものであればそれはそれでやっていただければいいだけの話ですので、そういったものではなくて、もっと大がかりな規模での改修工事が必要になるようなものがあるかないかといったようなイメージです。

(平山副会長)

それを各区役所から質問事項で提出していただくということになるのですか。

(事務局)

資料6の方にユニバーサルデザインの観点から見た各区課題という部分がございますので、そちらの方に具体的に書かれています。

(平山副会長)

この部分は資料6が該当するということですか。

(事務局)

そういうことです。

(平山副会長)

あと、一番下の区役所用務ということは、ワンストップができているかどうかということでしょうか。

(事務局)

そうです。そういうこともありますし、区役所によっては建物が分かれている所がありますので、そういったものについてです。

(中野委員)

今の資料2に関連する資料5について教えてほしいのですが、大体執務面積とか会議室の面積というのはそれほど変わらないようなのですが、庁舎の床面積で、例えば中央区のその他の割合が非常に多いのですが、その他というのはどういったイメージなのか。

(事務局)

これは、中央区と書いてありますが、建物自体は市役所の本館ですから、ここもすべて入っている部分なのです。ですから、本庁機能であるとか議会などもすべて入った面積でございます。

(中野委員)

これはすべて入った面積を人口で割っているのですか。その人口の5 m²以上のものが出ていますけれども、単純に見るだけではだめなのですか。

(事務局)

中央区だけは、どうしてもほかの区役所に比べると異質といいますか。

(中野委員)

ここで区役所だけの面積で見るともおかしいわけですか。

(事務局)

この区役所だけの面積で見ると、本庁舎の建物の中には会議室などもあります。その会議室は本庁と区役所と共用で使っていますので、区役所の各課もその他の中にある会議室も使用できます。会議室につきましては、区役所の方の面積に加算されていないので、この面

積でもって比較することはできないのではないかと考えています。

(中野委員)

あと、会議室の判定数値が職員かける0.6と書いてありますが、0.6がかかっていたりかかっていなかったりするのですが、これはどういう意味ですか。

(事務局)

これは判定基準がございまして、職員数によって判定の面積が違ってくるのです。職員が100人から149人の場合は90m²以上、職員が150人から199人だと105m²以上だと。200人だと人数かける0.6m²ということでございます。

(藤井会長)

先ほどの中央区役所の会議室というのは、このこと自体で点数づけするわけではないですが、どうすればいいでしょうか。会議室の状況というところで、何点というのは。

(事務局)

今中野委員がおっしゃったように、議会室やそういうところは職員が使うべき部屋ではないので、単純に区役所の面積で割った方が、実際の執務スペースとしての100人あたりの面積が出るのではないかと思うのですけれども、図書館や公民館を全く別に考えてもいいのではないかとはいえますけれども。

(藤井会長)

資料5の方で、職員執務面積というものは、計算式でいえば区役所割る職員数ではないのですか。

(事務局)

これは、ニューオフィスミニマムというものがございまして、それによりますと、一般執務面積ということで一人あたりの執務面積が6 m²程度ということで、大体の基準がございまして。それ以上であればおおむねの面積が確保されているというようなことです。ここに書かれてある職員一人あたりの面積という欄につきましては、それぞれの区役所の該当課の面積と職員数から一人あたり何平方メートルのスペースがあるかというものを計算して出しています。

(藤井会長)

そうすると、中央区役所の場合、区民生活課は区役所ですよ。ここが503.1m²で、職員数も区役所の職員ですよ。それで一人あたり6.5m²と見ればいいのですか。だからここには議会等の面積は入っていないということですね。

(事務局)

ここは、あくまでも区役所業務を行っている課のものしか入っていません。

(藤井会長)

会議室の本庁と共用という部分は何点を付ければいいのでしょうか。

(事務局)

この中央区ですけれども、本館にある会議室、非常にたくさんあるのですけれども、そちらの方、会議室の本庁と共用と書いてある部分に掲載すれば、逆にこの会議室は中央区の職員全員が自由に使えますので、この方に掲載するような形にしたいと思います。

(藤井会長)

でも市役所も使うのでしょうか。

(事務局)

もちろん使います。空いていれば自由に使えるという感じです。本庁職員や区役所職員などの分け隔てなく使うことができる会議室ということです。

(藤井会長)

とても大きな数字になりますね、当然のことながら。

(事務局)

ここは大きくなります。

(藤井会長)

計算式ではそれでいいのかもしれないですけれども、利用しやすいかどうかとなるとまた別だと思います。つまり、区役所として使いたいと思ったけれども、同じ部屋が市役所で会議が入っているとされたら使えないわけですから。

(事務局)

それは逆に早い者勝ちというかあれですので、別に本庁の職場が優先順位が高いとかそういうことではありません。

(藤井会長)

分かりました。

(斎藤委員)

先ほど職員一人あたりと言ってしまいましたけれども、人口100人あたりの面積のことですので、これが要らないという意味ではないと解釈していただければと思います。人口100人あたりの面積のこの数字は大した意味がないと、中野委員の意見の続きで話をさせていただきました。職員一人あたりではございません。

(藤井会長)

分かりました。

先ほどの斎藤委員のお話ですと、庁舎床面積の計算式の部分で、人口100人あたりの部分は、分子が区役所になっていて分母が人口という計算式ですかという確認ですね。

(齋藤委員)

ですので、職員一人あたりの床面積というのは大変重要だと思うのですが、公民館とか図書館やその他、実際に使えないスペースの部分も含んだ床面積で人数を割ってもあまり意味がないのではないかということなのだと思いますが、これを含んでいるわけですよね、合計で割っているわけですから。

(藤井会長)

資料5の庁舎床面積の欄ですか。

(齋藤委員)

はい。その一番左側の庁舎床面積。

(藤井会長)

例えば北区役所では公民館も図書館もないからいいけれども、東区役所だと、区役所がこの数字、公民館がこの数字。そうすると、2.65という数字は分子と分母は何になるのでしょうか。齋藤委員のご指摘では、これは公民館も図書館も含んでいるということですが。

(事務局)

含んでいます。

(齋藤委員)

実際に使えない会議室なども含まれているわけですね。

(事務局)

ですから、東を例にしてみますと、仮に図書館や公民館などもすべて区役所として利用したとしても、面積から判断すると、まだあの建物そのものが狭いということになります。

(齋藤委員)

単純にはこの数字だけでは比較できなくて、いろいろなことを自分で考えてみなければならぬということですね。

(藤井会長)

北区役所の場合だと、例えば廊下の面積とかそういうものはこの区役所面積の中に含まれるけれども、東区役所の場合は廊下の面積がどこに含まれているかということは明快にあるのですか。玄関ホールとかそういうものも含めて。

(齋藤委員)

例えば、今言われているのは、東区の場合であれば公民館、図書館の面積を入れても5m²に足りないという話なのですよね。だから区役所だけで見ると非常に小さい値になってしまうという話で、自分で判断していかなければならない。中央区役所であれば、その他がかなり多いのですが、一応それは利用する側にとっては利用できる場所でもあるので、単純に区役所の

2,970m²だけで割るのも変だということで、いろいろな条件の違いがある数字だということですか。だから各委員のご判断というものが必要になってきます。

(藤井会長)

そういうことですよ。網かけの数値だけを見るとまずいということですね。

(中野委員)

もう一つ確認ですが、資料9の耐震性のランクというところですけども、これは、以前お話のあった緊急工事をやったあとの話ですか。

(事務局)

これは現況です。

(中野委員)

現況ですか。そうすると、緊急の工事をやったあとというのはBと考えていいのですか。

(事務局)

昨年1年間かけて診断をやって結果が出ました。Aの二つについては、今回6月議会で補正をして、これから進めるという状況です。ただ、専門科の皆さんがいらっしゃる会議ですので、私どもはAをBにしたいということで進めております。私どもはそうするようにしますが、あくまでも判定は現時点でということですよ。

(藤井会長)

現時点ということにまた戻ったわけですか。

(事務局)

ここについてはあくまでも現況ということで、AはAのまま、BはBのままということですよ。あくまでも今は現況でご判断いただきたいと思います。

(藤井会長)

分かりました。

(中野委員)

前々回の会議の内容ですと、Aランクのものを0.3から0.4程度まで引き上げると。それは変わらないのですか。

(事務局)

私どもはそこに向かってやっていきますが、判定はあくまでも現時点でお願いするということになります。

(藤井会長)

そうすると、改修したあとにこのランクがAからBに変わるわけでしょう。実際に優先順位をどこかでお考えになるわけですけども、優先順位をお考えになった時点では、耐震性のラ

ソクはAだったものがBに変わっているわけです。それで問題は起きないということですか。

(事務局)

この安心・安全については、先ほどお話ししたとおり、まず建築年数の老朽度で一つ出ますと。もう一つ、耐震の関係で、新耐震基準についてはゼロ、1でいくとゼロになります。旧耐震についてはAとBがあるので、そのAとBの点数をどういった形でということになります。

(加藤委員)

私の意見を申し上げますと、最初の耐震診断の値は確かな値なのです。AはA、BはB、CはCというお墨付きが付いているけれども、AをBに上げようとしているものについては、何もオーソライズされていないのです。だから、それを元にここで判断するということはできないと思うのです。ここではやはりきちんとした正しい値だけで判断しないと議論が進まないと思います。本当にその方向でBに上がるのであれば、そのことはきちんとどこかでオーソライズされて、本当にそうだとということであればBとしてこの委員会で扱っていいと思います。

(藤井会長)

そのオーソライズというのは。

(加藤委員)

今やっているのは、設計者がどういう設計をやっているか分からないのです。本当にBかどうかは分からない。それで、恐らくそれをオーソライズしてくれる機関はないと思うのです。要するに、倒壊の危険性が高いというものが倒壊の危険性があるところに入ったということを確認してくれるような機関は世の中には存在しないのではないかと思います。それはあるかもしれませんが、要するに信用できないと言うと大変申し訳ないのですけれども、本当にできるか分からないものを。

(藤井会長)

確かに、それは学問的に言えばご指摘のとおりだと思いますけれども。

(加藤委員)

それで、もっと話を進めると、当然、市の方でAをBにするというのはもちろんやるべき話であって、それはそれで全く問題なければ進めてもらえればいいわけです。それで、順番が大幅に変わればですけども、変わらないと思うのです。そうするとあまり議論する必要はないのかなと私は思ったのです。敢えてそういう火中の栗を拾う必要はないという意味ですけども。

(藤井会長)

火中になるのかどうかよく存じ上げないですけども、ただ、私どもの答申を現行で出して、その後状況は変わっていますということになれば、例えば次年度に私どもの報告書がどのよう

に取り扱われるかということ考えた場合に、これは古い改修前の資料を基にして考えた順位づけなので、改修後の参考にはならないという取扱いを受ける懸念があるのですけれども。

(加藤委員)

それはこの問題だけではないと思います。例えば、バス路線が1個増えたらほかの状況も変わります。

(藤井会長)

確かにそうですね。

(加藤委員)

例えば、公民館が抜けたらまた変わりますので、それはしかたがないのではないかと思います。

(藤井会長)

バス路線のレベルとこの耐震性ランクのレベルというのは、社会的な影響力がかなり違うと思いますので。

(加藤委員)

であれば、Bランクに上がったということをきちんと示してもらえれば、それはそれでいいわけですが、今まで出てきた耐震診断はきちんと鑑定会を通った点数で、それは認められている点数なのです。それで、どこかが責任を持っているわけなのです。だけれども、今の中途半端な補強はその点数に対してどこも責任を持っていないのです。それをここで、それが上がったからといって後回しにするというのは非常に危険な作業で、私はできないと思います。

(藤井会長)

その辺の手順のようなものは存じ上げないのですけれども、今年度中に緊急の改修をします。それで、それが本当にBになっているかどうかということを中心にチェックした上で、またもう一度安心・安全について考えるというのが一番いいということになるのでしょうか。

(平山副会長)

耐震のことについて、応急処置という考え方で補強をするというお話だったと思うのです。ですから、本当の治療をするわけではないので、今後議論する間を担保するための応急処置と考えていいのではないかと考えるのですけれども、今ある耐震診断の結果を基にというお話はそこから出ているのではないかと私は解釈しているのですが、今後この結果が出たあとでも、緊急の補強工事は本来のことではなく応急処置なのだという対応でここは受けとめて検討委員会を進めたということでもいいと私は思うのですけれども。

(藤井会長)

その応急処置がどの程度のものなのか。つまり、税金を使ってやる工事で、これは賞味期限

2年ですよとかそういう工事をするのか、それとも、応急処置ではあるけれども、賞味期限という言い方が適切かわかりませんが、向こう10年なり20年の間きちんと大丈夫ですよという内容になるのかと私は理解していたのですが、そうではないと。実際にどういう工事が行われるかはやったものを見ないと分からないでしょうということになると、加藤委員のご意見の通りになるわけです。

市長がやると言っているのだから、それを信用してBになったという前提で考えたらいいのではないかと私は思っていたのですが。それはどの程度のものか誰にも分からないのだと言ってしまえば確かにご指摘のとおりで、反論の余地はないのですけれども。

(中野委員)

採点を付ける上で、AとかBというものが採点できないのではないかと思うのです。基本的にCにしなければいけないので、AであろうとBであろうと既存のものには対応していないわけですね。先ほどこれは1かゼロにするといいましたよね。

(事務局)

ここについては1かゼロですので、新耐震基準については点数は入れないと。あと、旧耐震についてAとBがあるので、Aを2なら2。

(中野委員)

点数付けするということですか。

(事務局)

はい。旧耐震については入れたいと思います。AとBをどの程度にするかは、1と2になるのかなという程度には考えていましたが、それはまたご議論いただければと思っています。

(藤井会長)

納税者の立場から見れば、すぐ壊れるような修理をやらせてもらってもそれは税金の無駄遣いじゃないかと。修理するならばきちんとした修理でないと困ると思うのですが、実際にどういう工事が行われるのかは確認しなければ分からないでしょうというのは確かにご指摘のとおりですから。

(加藤委員)

理屈としては、このAランクのものは建前ということにしかならないと思うのです。ただ、建て替えというのは明日できるわけではないわけです。もし明日地震が来たらつぶれる可能性があるというように診断結果は言っているわけで、それを避けるということを最初に聞いていたので、建て替えまでの時間を稼ぐためのものということとは十分あり得るでしょうという話です。ただ、だからといって建て替えをやめましょうというのはおかしいということです。その順番はまた別ですけれども、少なくともこの分野ではトップであるべきだと思います。

(事務局)

会長がおっしゃっているように、会長はどちらかという旧耐震についてはBランクで横並びというか、そういうことで点数が入ると。あと、先生がおっしゃっているのは、どちらかというといずれBなりCまでいくのだろうけれども、当然今回緊急対応した北と南についてはそれなりの加点というか優先度があるべきなので、AとBにしてあげばその中で1点なり2点という重きが付くと。だから、1点なり2点の重きにするのか横並び1点にするのかということなので、それを私が言うのもなんですが、それほど建築年数の経過で行く中でこれがどこまでずれるかということなので、その辺はそれほどでもないのではないかという気はしています。

市としては、会長がおっしゃるようにBに向かって工事を進めているので、Bというご判断をしていただければありがたいのですが、これだけの専門科がお集まりの中で、それはやはり具体的に工事が終わってみたいということであれば、そこまで市としては。

(加藤委員)

逆に言うと、今なぜBで止まっているのか、Cにしないのですかと聞いたら、それは機能が損なわれるので補強でCにはできないと。だからBだという理屈です。Cにしていなわけだから、それで地震が来たら壊れる可能性はあるわけで、そうしたらこの補強は大きな責任問題になるわけです。なぜBで止めたのか。そこに一つ問題があって、もしBを選ぶのであれば、なぜCにできないのかという議論もしなければならぬのです。

それと、CにできないからBで止めてあるのであれば、今BのものはなぜCにしないのかという議論が出てきます。西区もBだし、ほかにもBがあります。それは放っておくという形になりますが、この委員会として、それはそれでいいのですか。

(藤井会長)

放っておくわけではなくて、Bということでしょう。

(加藤委員)

BをなぜCにしないのですかということです。

(藤井会長)

そこは点数付けの問題ではないのですか。BだからCにするようになるべきだと考えれば、そこに配点を高く付ければいいわけでしょう。各自の持ち点の中で、満点が10点ですから。

(加藤委員)

その点数の付け方はともかく、要するに今AのものをBにして、その上で判定しようという議論をしているわけです。私はそれに反対しているわけですが、それが許されるのであれば、なぜAがBで止まるかというCにできないからなので、それはやむを得ないと思いま

す。しかし、Bも今は危険なわけです。そのBをなぜCにしたうえでという。

(藤井会長)

Bも危険でしょう。だからそこに点を付ければいいのではないですか。

(寺尾委員)

それをCにしてこの委員会にもってこいということです。明らかに危ないことが分かっているのならば、Cにする工事をしてからこの委員会にもってきて議論をしたらどうでしょうというのが加藤委員の主張だと思います。

(加藤委員)

AをBにするわけだから、BはCに。

(藤井会長)

少しよく理解できないのですけれども、私たちは点数付けするわけです。Bだから安全だという判断はしていないわけで、Bだから何点が付けなければならないということは、それぞれの委員がご自身で考えるわけです。だから別にBのものをCにしてここにもって来るといことではないと思うのです。

私が一番懸念しているのは、これをAのままやると、その後環境が変わったと、つまりきちんとBになったでしょうと。

(寺尾委員)

きちんとBになったことが証明できない限りはだめだというのが加藤委員の意見です。

(藤井会長)

そうです。少なくとも市長がやると言っているわけですから、それを。

(寺尾委員)

市長は応急工事をするだけですから、そのあと判定を受けるという話はしていないわけです。

(藤井会長)

そうだけれども、どの程度のものになったのかということを確認した上で、もう一度ここで順位付けをするというのが一番いいのではないのでしょうか。というのは、せっかくまとめても店ざらしになる可能性がないとは言えないと思います。

(加藤委員)

そうすると、多分Cにできると思います。なぜBで止めるのかという話になります。

(藤井会長)

いや、それは関係ないと思うのです。

(加藤委員)

なぜBで止めてしまうのですか。

(藤井会長)

Bでよくないと思えば、そこで点数を付けるわけです。

(加藤委員)

なぜCにしないのですか。Bにするということをごどこかに出したときに、なぜCにしないのですかという話になるわけです。きちんとCに直るわけです。恒久補強ができないということはないわけですから。

(藤井会長)

そのところが私は理解できなくて、先ほどから同じ質問をしているのですが、市長は別にそれをやると言っているわけではないので、私たちの委員会でそれはよくないのではないですかということで点数を付ければいいのではないのでしょうか。

(斎藤委員)

加藤委員のおっしゃることがよく分かります。専門科でいらっしゃいますので、やはりやるのであれば、後々しっかり心配のないようにしようという気持ちはよく分かるのですけれども、やはり予算の問題も当然あるわけです。あと、建物自体の耐用年数が近づいているものが多いので、いずれは建て替えしなければならない時期に来ているわけですが、予算がないから応急でこことこだけは、震度7くらいの地震でも耐えられるような補強までしておきましょうということで私は理解していたのですけれども。

(寺尾委員)

それをBとは言えないだろうというのは。

(加藤委員)

それがBとはここでは議論できないと思うのです。

(寺尾委員)

Bになるかどうかというのはここではできなくて、第三者機関にきちんと判断してもらわないとBになったとは言えないのではないかと。

(藤井会長)

それは分かりました。もし1年、2年のものであれば、ここで無理してまとめる必要はないわけで、きちんと最低Bの部分までできましたということを確認した上で、もう一度建て直すべきかどうかの順位付けをやるべきではないかと。そうでないと、古いデータで議論したものが予算付けのための会議で用いられるかどうかということ、多分用いられないと思います。

(加藤委員)

そうだけれども、Bであることを公の場が許すというのは大変なことだと思うのです。

(藤井会長)

そこが少し理解できないのです。別に許すとか許さないとかではないでしょう。

(加藤委員)

これは前提に喋っているのです。Bにしてよいと。Bにしたうえで。

(藤井会長)

Bにしていいとは誰も言っていないです。

(加藤委員)

いや、言っているじゃないですか。Bになったうえで点数を付けようということは、Bになったことをここで認めるということなのですから。

(藤井会長)

少し誤解があるのですが、Bになったことを認めるというのは、いいと言って認めるということではないのです。少なくとも応急修理してBにしますというように言っているのだから、とりあえずそれを受け入れてものを考えましょうと。

(加藤委員)

それがだめだということなのです。それを認めることはできないということなのです。

(藤井会長)

認めることができる、できないの問題ではないと思うのですが。それはあくまでも資料としてこういうBのものが現実にありますと。これはCまで持って行くべきですと考えれば、それに合わせた点数付けをすればいいのではないのでしょうか。

(加藤委員)

平行線ですけれども、私はそれはここでは認められないと思います。

(藤井会長)

その認めるというのはどういう意味で認めるということですか。

(加藤委員)

A、B、Cというランクがあって、AというものをBにしたうえで順番を変更するということは認められない。今の状況でAランクのものは補強しかないということ判断しているわけです。要するにCにはならないわけですから。Bの方は恐らくCになるわけです。要するに、あまりにも補強量が多くて機能を損なうからできないのであって、今Bのものは直さなければいけないわけですけれども、直せばCランクになり得るわけです。そうであれば、そちらもそうしたうえで順番を付け直さなければならぬ。

(藤井会長)

市長はBのものを今Cにするということはお考えではないわけで、だからそれはBなのでしょう。それで、AのものをBにするということをお考えだと思えます。それが本当にB

になるかどうかは分からないでしょうと言ってしまうと確かにそのとおりです。

(加藤委員)

であれば、逆に新たに提案をしますけれども、この安全性に関しては、A、B、Cのランクだけではなくて、補強してきちんと戻るかどうかというような判定を入れなければならないです。補強することによって改築は避けられるわけですが、それができないというのが今のAの二つなのです。それで、Bは補強すれば直るわけだから、改築しなくてもいいですよ。改築の順番はそういう視点で考えればできるわけです。

(藤井会長)

それは各委員が点数付けするときに表現できるのではないのでしょうか。例えば、北区役所の本館が今はAですけれども、市長はこれをBにしたいというお考えをお持ちですので、それはBであるというようにとりあえず資料としては作っておいて、横に括弧書きで現行はAですと。それについて、0点とするか1点とするか2点とするか3点とするかは各委員が自分で点数付けをしていく。それが決定的に重要だと思う人は厚く配点すればいいということになるのではないのでしょうか。

(寺尾委員)

まず、自動的にBになるというのは絶対にだめです。もしこれを変えるのであれば、もう一度耐震診断をしなければならない。それはもうあり得ない話です。藤井会長がおっしゃるように、もう2年待つというのが一つの選択肢だと思いますけれども。

(藤井会長)

待つか、B(A)として。

(寺尾委員)

いや、そういうことは絶対に認められないので。

(加藤委員)

私はきちんとしたところで判定してもらってくださいと言いましたけれども、判定してくれるところはないです。Bになりましたということは、多分どこの人も言えないと思います。要するに、非常に悪いものを少し直して、点数が0.3を越えたからそれはBランクですということと言える人は多分いないと思いますし、そういう人は絶対に出ないと思います。

(中野委員)

AとBを判断するときに、先ほど加藤委員が言われたように、これはCランクにできるのかできないのかということは必要のような気がします。いくらやってもCランクにできないという場合があるかもしれないですから。

(藤井会長)

そうでしょう。だからこの委員会でそういうものについては高い点を付けるべきでしょう。それをやればいいのではないですかと。

(中野委員)

判断資料としては、これだけではとても難しい。

ただ、例えば、変な話ですけれども、南と西蒲を比べたときに、耐用年数で言うとかなり西蒲が高いです。AとBで見ると、Aは早急にやらなければならないという話なので、順位付けはかなり変わってくるだろうと思うのですけれども、変わらないのですか。

(加藤委員)

変わるというのは？

(中野委員)

順番を付けなければならないですよ。Aが一番にやらなければならないということはないですよ。

(加藤委員)

いや、Aが一番にもってこなればいけないと思いますけれども。

(中野委員)

そうですね。それを耐用年数だけで見てしまうと、西蒲の方が大きいのですよね。Bも必ずやらなければならないのでしょうかけれども、順位付けという点で言うと。

(加藤委員)

Aの中で老朽度の順番が付いて、Bの中で順番が付いてというのが多分一番正しいのではないかと思いますけれども。

(中野委員)

そうですね。そうすると、この耐震性のランクが一番重要視されるべきではないですか。安全性からいうとそういうことになるのではないかと思うのですが。

(加藤委員)

そうならざるを得ないと思います。

(中野委員)

採点の方法も難しいと思いますけれども。

(平山副会長)

資料9に書かれているところで配点をどうするかということですが、単純にA、B、Cだけではなく、補強工事をするので、Bにはしないのだけれども、Aプラス補強工事があるという形のものを書いて配点のしかたを考えたらどうかということになるわけですね。

(藤井会長)

私の場合はそうです。

(平山副会長)

それについては、各委員が配点を考慮してはいかがでしょうかと。

(藤井会長)

各委員の問題だということです。

(加藤委員)

補強というものを入れるというのは問題ではなくて、ここでの話です。その補強を認めるかどうかというのは委員が判断する話ではなくて委員会が判断する話で、書くということは認めるということになります。Aプラス補強というものをこの表に入れて、それをこの委員会の資料として、それに基づいて判断すると。

(藤井会長)

資料としては認めますけれども、それで完璧だとは全く認めないわけで。

(加藤委員)

補強というのはあり得るといのが認めるということです。もちろん完全ではないわけです。

(藤井会長)

補強するという資料を基にして点数付けをするという。

(加藤委員)

その補強するということ認めることはできないと私は言っているのです。それは個人の問題ではなくて委員会として判断することです。

(平山副会長)

それをBと書くことはどこにも保証できないというお話が今出ましたので、Aなのだけでも補強工事をするのも現実なので、資料の中にAプラス補強工事と書くことがBになるとは書かないということは、資料としては、現実には補強工事をするのですから、それを認めてはどうかということであれば、そういうことも確かに一つの案だと思います。それをBにするということはおかしいというのは確かに分かりました。

(藤井会長)

分かりました。そういう形で表現することはいいと。それが区役所の将来のあり方として適切かどうかということはまた別問題であって、それは点数付けをしていって、早く建て直す必要があると委員会判断すればそれでよろしいということではないでしょうか。

(平山副会長)

逆に言えば、Aだけでも補強工事をしているという但し書きが付くというような形だと思います。加藤委員、そういう形はどうでしょうか。Bという表現はもちろんできないというお

話もありますので。

(加藤委員)

そうすると、委員の方はどうやって判断することになるのでしょうか。

(中野委員)

例えば、今工事したからといってBとは言えないわけで、どのくらい時間が経ってもいいのかということも何も言えないわけなのですね。そうすると、あくまでもA。

(平山副会長)

Aであることは確かだと思うのですが、資料として、どの資料から今回の判断をしたのかということも多分出ると思うので、その場合に、もちろん公表されている補強工事を無視したということも、お考えの中ではできない部分なのではないかということだと思います。だから、Aプラス補強工事という形を。

(加藤委員)

補強工事をすることはとても意味のあることです。Aを上げて危険を減らすと。それと順番が変わるとするのは違う話なのではないでしょうか。

(藤井会長)

いや、順番が変わるかどうかは、ふたを開けてみないと分からないのではないのでしょうか。

(加藤委員)

順番のところに影響させるということですか。変わらないかもしれないけれども。

(寺尾委員)

今の平山副会長の案だと、要するにAプラス補強工事という表現がいいかどうか分からないけれども、応急工事とか何かにして、一応Bよりは明確にランクを下げようというのが平山副会長の案だと思います。

それで、そのあとで先ほどの事務局の話のように0、1、2にするのか0、1、3にするのか、0、3、5にするのか、配点の議論を次にしましょうと。いずれにしろ、Bとは明確に違うランクで、なおかつ応急工事を施して、それでもこの委員会の評価が低いということが出ればいいということですか。

(平山副会長)

そうですね。

(加藤委員)

補強工事がされることは事実だから、そのように書かれるのはいいですけども、ただ、判断はやはり委員会として判断してもらいたい。各個人がこれでいいから上げるということではないと思います。

(藤井会長)

では、その辺で了解できたと考えていいでしょうか。

では、資料9については、最新のデータと、Aではあるけれども、応急処理か何かそこは分かりませんが、正確な表現で、備考欄でも付けてもらうということで考えるということをやっ
ていきたいと思います。

ほかにございませんでしょうか。

特になければこれでと思いますが、一旦これで発してしまうと、実際に点数付けをやる
ときにいろいろ問題を感じるようになることが多いと思うのですが、点数付けに入ってしまった
時点でこれを見直ししようというのは時間的にも苦しいところがありますので、実際に問題が
起きたらまたそのときにご相談する形になるかと思いますが、とりあえずはここで。

(寺尾委員)

少しよろしいですか。先ほど中野委員が言われた、耐震性能を大きくりにして、その中で老
朽度という計算式というのは何かできるのですか。よく分からなかったのですけれども、その
ようにするべきだというお話だったと思います。そうすると、資料4の老朽度と耐震性能とい
う判定項目を並列にしないで計算するという。

(加藤委員)

この資料4、ほかの資料はよく分かったのですけれども、それらと同じやり方だとすると、
この資料4は老朽度と耐震性能をそれぞれの委員が10点満点で分けてもいいと。私は老朽度に
5点、耐震性能に5点としたうえで付けるというイメージなのですが、今のやり方は。

(藤井会長)

資料4の案ではですね。それについて。

(寺尾委員)

中野委員はまずいというお話をされたのですけれども。

(加藤委員)

そうだとすると少し。ほかのところはそういうやり方ですよね。それはいいかと思うので
すけれども、この安心・安全については、個人がこうだと思わず、順番は一義的に決ま
るものではないでしょうか。

(事務局)

老朽度のところは、まず最初の建築年数は50点満点で明確にそれぞれの点数が出ますので、
その点数を使います。その下の今のA、B、Cの議論の中で、確かに今の1点、2点というよ
りは、上を50点にしたのであれば、今日のご議論であれば下も50点なら50点という議論も出
てくるでしょうから、その辺の配点は本当に事務局の案です。

(中野委員)

耐震性ランクのA、B、C、地震耐震という話が出てくると、我々としてはまずAだろうと。Aがあって、その中で耐用年数があるという順位付けになって、A、B、新耐震となるだろうということを言っているのです。

(加藤委員)

私も順番の付け方はそれしかできないだろうと。

(中野委員)

だから、二つを並列にはできないと。

(藤井会長)

そうすると、例えば、代替案として、ここでは判定項目のところ、老朽度、耐震性能と形式的に分けたわけですけれども、そうではなくて、どういう形でここを記載すればすっきりといくでしょうか。

(中野委員)

これはもう順番が出てしまうわけです。

(加藤委員)

何も考えずに出てしまって、それはそれでしかたがない、要するにこれは各委員がどう思う、こう思うという話ではないと思うのです。耐震性能A、B、Cごとに、本来A、B、Cというのが間違いなく順番なのです。老朽度というのは、それができないときに使うものであって、A、B、Cに分けて、AならAで、あとは順番を付けるときは老朽度と付けると書いてしまえばいいのではないかと思いますけれども。

(中野委員)

では、他の分野のものと合わせて順位を決めるということがいいのではないかと思います。

(加藤委員)

それは市長だと思いますけれども。3については3で、そのように客観的に順番をつければいいのではないかと思いますけれども。

(藤井会長)

それでは、加藤委員の案では、判定項目、耐震性能があって、A、B、Cときて、その中で老朽度でまたさらに分けるという形になるのでしょうか。

そうすると、また会長ではなくて納税者の立場としての発言ですけれども、今ここで応急修理をやってまたすぐ建て替えの工事をやると考えるべきだということでしょうか。そういう応急工事はありなのでしょうか。

(加藤委員)

それはありだと思います。

(平山副会長)

まず、そういう結果が出た翌年からすぐかけられるわけではないので、ある程度計画段階だけでも期間が必要だと思いますから、その間の担保のためにも、今回工事することは意味があると思いますから、それ自体は決して無駄ではないと思います。現状としては、建物があって仮庁舎にすぐ移せるわけではないと思いますので。

(藤井会長)

そうかもしれないけれども、賞味期限何年の改修が分かりませんが、応急修理といっても安くはない金額です。すぐさま応急修理をやって、またもう1回工事をするのですか。それが5年後であれ10年後であれ。

(加藤委員)

それは応急修理はいけないということを言っているのですか。それとも応急修理をしてそのままたせようということをおっしゃっているのですか。

(藤井会長)

何年くらいの有効期間の応急修理か知らないですけれども、全くその世界は存じ上げないのですけれども、短期間しかもたないような応急修理というのは税金を使ってやっていいのかどうか。各家庭の雨漏りとは違うので、やるからにはきちんとした応急修理でないと困りますよと。

(加藤委員)

先ほどの繰り返しになりますけれども、できればやるのは当然だと思います。できないということを前提に応急修理があるということを考えると、やらない方が責任が出ると思います。

(藤井会長)

そこは知らない世界ですのでそれでいいですけれども、そういう応急修理をやるということがいかなものか。つまり、応急修理であればきちんと長持ちする応急修理でないと困りますという納税者の意見です。それだけです。

(加藤委員)

いや、納税者の意見は、なぜきちんと直さないのかです。応急修理をやることがいけないのではなくて、直さないことがいけない。こちらが悪いのではなくてこちらが悪いという納税者の意見もあります。それをきちんとやらないと、何回も言っていますけれどもあまりこの補強というのはここでは扱いたくない理由でもあるわけです。

納税者であれば、なぜきちんとやらないのかということではないでしょうか。なぜ少しだけやるのか。少しやる方は別に特に大きな問題はないと思いますけれども、やるならばなぜきち

んとやらないのかという。

(藤井会長)

それは恐らくこの委員会の土俵自体の問題になると思います。この委員会はそれぞれ区役所の中の優先順位を考えましょうという委員会ですが、今の加藤先生のご指摘だと、それは耐震性能Aのものはすぐに建て直すべきだと。それは正論ですから私も賛成ですけれども、ただ、この委員会の土俵とは少し違うような気がするということなのですから。それは建て直すべきです。

(加藤委員)

そういう意味では、この三つに分類されて一つにしると言われたら私はこの安心・安全が一番をもってこいと主張せざるを得なかったのです。数字はあれですけれども、非常に危険なものがあるわけですから。これが三つに分かれているわけだから、あとはしかるべき人が判断するのであれば。ただ、安心・安全に関してはこの順番は変えられない。この三つに分かれているところでもいいのではないですか。総合的な話は。

(藤井会長)

私は総合的に考えて、応急というからにはきちんとした応急でしょうねと信じているのですが、これは本論から少しずれた議論になりますので、これでやめますけれども。

本論の議論に戻しますと、耐震性能という欄の右側に老朽度というものを作るという形で手直しするというご意見だと思います。

それから、最初のところで、課長のご説明について、あとでまた考えましようとお話した部分ですけれども、資料10の部分です。それぞれのところで共通の認識について、上の欄については満点10点で、配点は各委員が自分で考えると。中段の別紙の部分については、上記以外に特に考慮が必要な点ということで、何を考慮したかということは委員が考えて書いて、それについて持ち点を3とするか、最高点3であれば上の図の中に組み込むべき事柄ではないかという気もしますので、これはあくまでも見解の相違のような部分といたしますが、それほど重要でもないという言い方をすると怒られるかもしれませんが、この委員会としての項目として設定するほどのものでもないけれども、私は重要だと思うという事柄になると思うのです。

最高点3は、上が10点ですので、それとバランスをとるためにはもう少し低くしてもいいのではないかというのが私の意見です。

(平山副会長)

このプラスアルファは本当に必要なかどうかの議論からした方がいいのではないかと思います。最初にありきではなくて。

(藤井会長)

つまり、本来であれば上の表の中に全部組み込んであるべきだということですね。そういうことで合意が得られるのでしたら、全部上の表に組み込んでしまうと。つまり、私どもの議論では、上の表について、特にこういう項目を立てるべきだという意見ありませんでしたので、別紙の部分は削除という形でやるか、あるいはもしかしたら何か出てくるかもしれないので、それはそのために配点1くらいでとっておくということを考えるかですね。

(平山副会長)

できるならば、今回、若しくは次回の中で項目が検討されて、特別にこのものを使わない方がベストではないかと思います。項目が必要ならば上に足した方がいいと思います。

(事務局)

そうなれば本当の理想で素晴らしいと思いますし、以降何かいろいろなものがあつたときに使えるものになるということで素晴らしいと思いますが、なかなかそこまでは組み込めきれないだろうということと、その指標がある程度できてしまって客観的になるということになると、本当はそうになってしまうと誰でもできるということになると。そうすると、委員会としてご議論いただいて関わっていただく中で、配点の重い、軽いというものでご参加いただいたりということで、なかなかこの上の中で全部カバーしきれないだろうということで、下にこれを置くことによってこの委員会の中でいろんなそれぞれの委員の方がこの報告書の中に参加できるというか、そういう意味で作ったものです。

副会長がおっしゃるように、本当は項目できちんとできて、そこで客観的に誰が見てもというのが理想だと思います。できればそこまで持っていければと思いますが、なかなか難しいだろうということでこれを置いてありますので、その辺は本当にご議論の中で、これでというものが出れば本当にそれが望ましいと思います。事務局がこれを設けたという観点はそういうことでございます。

(藤井会長)

事務局の気配りですね。

先ほど平山副会長がおっしゃったとおり、どういう項目を判定するかということはこの会議で合意ができているのが一番いいわけです。ただ、実際に点数つけをやっていく中で気が付くこともあるだろうというものがあつて、そのときに後戻りできないのでこういう別紙のような形で意見を反映させる場を作っておくということです。ただ、そういうものを作ったとしても、全体の会議の合意がないものをいくら点数付けしても、どれほどの意味があるのかなという気もします。そうすると、この別紙の部分は削除ということにして、何か意見があれば、附帯意見のような形で各委員がそれを述べると。つまり、点数付けには直接反映させないということにするのも一つの考え方だと思うのです。

(平山副会長)

実際的には、出張所の視察などがこれから出てきたりするので、やはりいろいろなことがまた新たに出てくる可能性はあると思うのですが、それを点数にするというと、ただでさえ区役所と合併しているいろいろな施設が複合的に使われているものをどう判断するかということだけでも、この項目の中で変わってきたりする部分も多々あります。その部分は、本当に会長がおっしゃったように、意見として載せた方がいいのではないかと思いますので、私も賛成いたします。

(藤井会長)

では、この別紙の部分はそういう意見を述べる部分に取り替えるということでやらせていただいてよろしいでしょうか。

肝心の判定項目の部分ですが、今一部手直しをいただきましたけれども、それ以外に手直しする部分はないでしょうか。

(平山副会長)

単純なことですけれども、資料8の中に公共交通機関等が載っているのですけれども、区バスの利用率は分かるものなのではないでしょうか。ただ路線として確保されているだけではなくて、そういうものが分かれば、普通のものとは違ってその辺はどうなのではないでしょうか。

(寺尾委員)

それはなくなってしまうかもしれないということですか。

(平山副会長)

利用者がどの程度利用しているのか。ただあるからいいのかというのは。

(寺尾委員)

区庁舎に来るアクセスが保証されているかどうかということがこのポイントなので、30%に満たないと廃止するというので、平山副会長はこの区バスは載っていても答申を出すころには廃止されているのではないかとこのことを危惧されているのかなと思うのですけれども。

(平山副会長)

それが入ってここに載っているわけですが。

(事務局)

利用率はあるそうなので、次回にはこの資料に載せたいと思います。

(藤井会長)

では、それを見て。

(平山副会長)

ただあるだけでは判断の資料としては難しいと思いますので、お願いします。

(寺尾委員)

これはどうするかはあれですけれども、例えば資料3の駐車場の状況でわざわざ二つに分ける必要があるのかとか、こういうものはあとで決めればいいことで、今どちらかにしなければならぬということもないと思います。

(藤井会長)

ただ、駐車場の問題というのは、けっこう安全と関わりますので。これが二つあるということは、配点はその分高くなるという意味でもあるわけです。確かに寺尾委員がおっしゃるように項目を二つ設けるといことは配点を多くします。

(寺尾委員)

項目を二つ設ける必要はなくて、もしこの配点を高くしたい委員がいればその配点を高くすればいいので、わざわざ二つに分けて細かく分析する必要があるのかなということです。

(藤井会長)

項目として、要するに不足しているかどうかと。

(寺尾委員)

ほかあまりにラフなので、ここだけこんなに細かくする意味があるのか。

(藤井会長)

駐車場が不足しているかどうかということだけでいいということですね。

(寺尾委員)

それを入れるのならば、この前先生が言われたような、アクセス道路との間に住宅地があるかないかとかそういう項目を入れるのであれば、そちらの方が大切だと思いますけれども、それはむしろ都市計画マスタープランで整理した方がいいと思いますので、細かくする必要はないのではないかと。

(藤井会長)

では、そういう手直しをお願いいたします。

鐘も鳴りましたが、ほかにお気づきのところがあればというのも、いつ決まるのかということになるわけですが、大体この了解で走ってみたいと思います。いろいろご意見をいただきまして、ありがとうございました。

それでは、次第のその他に進みたいと思います。その他、何か委員からございませんか。

事務局からは何かございますか。

では、全体を通して何かお気づきの点はございませんでしょうか。

では、ないようですので、進行を事務局にお返しします。ご協力ありがとうございました。

(司 会)

長時間に渡りまして、ご協議ありがとうございました。次回でございますが、来月を予定しております。皆様方に以前お聞きしたスケジュールですと、8月19日の夕方がよろしいということですが、これで変更ございませんでしょうか。

時間は6時ころを予定しておりますけれども、よろしいですか。

それでは、8月19日の夕方といたしますか、夜ということで、詳細につきましてはまたのちほどご連絡させていただきます。

以上で、第3回区役所整備検討委員会を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。

(寺尾委員)

見学会の日程というのは8月に決めるということですか。

(藤井会長)

そうですね。追ってまた問い合わせがあるかと思えます。